

## 水銀排出施設

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝熱面積10㎡以上</li> <li>● 燃焼能力(注1) 50L/時以上</li> </ul>	
	小型石炭混焼ボイラー(注2)		
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金 属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射 炉を含む。)、転炉及び平炉: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 1t/時以上</li> </ul>
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。): <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 1㎡以上</li> <li>● 羽口面断面積0.5㎡以上</li> <li>● 燃焼能力(注1) 50L/時以上</li> <li>● 変圧器定格容量200kVA以上</li> </ul>
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼 結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳 用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力0.5t/時以上</li> <li>● 火格子面積0.5㎡以上</li> <li>● 羽口面断面積0.2㎡以上</li> <li>● 燃焼能力(注1) 20L/時以上</li> </ul>
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃焼能力(注1) 10L/時以上</li> <li>● 変圧器定格容量40kVA以上</li> </ul> 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、 溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉: <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 0.5t/時以上</li> </ul>
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 2㎡以上</li> <li>● 焼却能力 200kg/時以上</li> </ul>	
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物(注3)又は 水銀含有再生資源(注4)を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) <span style="color: red;">(施設規模による裾切りはなし。)</span>	
セメントクリン カーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 1㎡以上</li> <li>● 燃焼能力(注1) 50L/時以上</li> <li>● 変圧器の定格容量 200kVA 以上</li> </ul>	

(注1) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注2) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

(注3) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注4) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。